

【障害者支援施設・障害者グループホーム 共通】

- Q. 精神障害のある方の人数は、どのように算出したらよいか。
- A. 「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方の人数をご記入ください。
- Q. サービス管理責任者・作業療法士・理学療法士・看護師は、生活支援員に含まれるか。
- A. いずれも含まれません。
- Q. 電気のアンペアを上げる工事やエアコンの取り付け費用などは「設備備品整備費」に含まれるか。
- A. 含まれます。電気のアンペアを上げる工事・エアコンの新規取り付け等、工事費の発生する工事については「設備備品整備費」に該当します。
- Q. 職員が材料を買ってきて造作した部分は、「設備備品整備費」に含まれるか。
- A. 含まれません。職員の造作による改修（いわゆるDIY）については、正式な工事費は発生しませんので、「設備備品整備費」には該当しません。
- Q. 開設当初より重度身体障害者を対象としているため、重度身体障害者のケアが職員にとって「当たり前のこと」となっている。このような場合、「職員の負担感」はどのように評価すればよいか。
- A. 職員の方が直接的な負担感を感じられていない場合でも、重度対応を行うための環境や設備について「改善点があるかどうか」の視点から、評価をお願いいたします。例えば、改善点が多いと感じる場合は、「4. 非常に当てはまる」をお選びください。

【障害者支援施設】

- Q. 本調査は、生活介護のみを行う事業所も対象になるか。
- A. いいえ。本調査は、「施設入所支援」を行う施設を対象としております。生活介護や就労支援のみを行う事業所は対象外となりますので、ご回答いただく必要はございません。
- Q. 短期入所の現在利用されている入所者とは、9月1日に利用があった人数か。
- A. はい、9月1日時点で利用されていた方の人数をご記入ください。
- Q. 開設後、何度か増改築が行われているが、「建設時にかかった費用」はどの時点について答えればよいか。
- A. 以下の質疑回答に示す場合以外は、「開設当初」にかかった費用をご記入ください。
- Q. 開設後、入所者の居室がある棟の建替えを行ったが、「建設時にかかった費用」はどの時点について答えればよいか。
- A. 「建替え時」にかかった費用をご記入ください。その際、お手数ですが金額に添えて「居室棟の改築を**年に行った際の建設費である」とのご記入をお願い致します。なお、移転を行なった場合は、「移転新築時」にかかった費用をご記入ください。

【障害者グループホーム】

Q. グループホームの建物ごとに定員が異なる場合、「世話人配置」はどのように記入すればよいか。(指定事業所票)

A. 1 事業所全体での「共同生活住居の総定員」を「常勤換算の世話人人数」で割った数として、算出してください。

例えば、入居者が4人の共同生活住居と5人の共同生活住居の2箇所（合計9人）を運営する事業所で、常勤換算の世話人数が2名の場合、世話人配置は $9 \div 2 = 4.5$ より、「4.5：1」となります。

Q. サテライト住居について、建物票に回答する必要はあるか。(建物票)

A. いいえ。サテライト住居のみに利用されている建物については、ご回答いただく必要はありません。

Q. 共同生活住居の開設年は、建物の使用開始年としてよいか。(共同生活住居票)

A. はい。既存・新築によらず、「建物を共同生活住居として利用しはじめた年」をご記入ください。

Q. 共同生活住居の職員配置は、生活支援員、世話人等含めた人数としてよいか。(共同生活住居票)

A. はい。生活支援員、世話人等を含む時間帯ごとの職員数をご記入ください。